

健 生 発 0731第 8 号
令 和 8 年 7 月 31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の一部改正について

標記事業については、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の別添「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和8年8月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いします。

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後				改正前											
別添				別添											
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱				肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱											
1～4（略）				1～4（略）											
5 実施方法				5 実施方法											
(1)（略）				(1)（略）											
(2) ①～②（略）				(2) ①～②（略）											
③ 都道府県知事は、3（6）に定める対象医療について、①の規定により本事業を実施する場合以外の場合 は、対象患者に対し、同じ月における医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律 の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が 負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が1万円以下である場合を除き、高療自己負担月額と1万円との差額を助成することにより本事業を実施するものとする。ただし、毎年8月から翌 年7月までの間において、高療自己負担月額 <u>(本事業により助成される場合にあつては、高療自己負担月額の合算額から当該助成される額を控除した額)</u> の合算額が <u>下表の年間上限額</u> を超える部分に対しては、助成 しない。				③ 都道府県知事は、3（6）に定める対象医療について、①の規 定により本事業を実施する場合以外の場合、対象患者に対し、 同じ月における医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医 療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算 定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額 から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控 除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が1万円以下で ある場合を除き、高療自己負担月額と1万円との差額を助成する ことにより本事業を実施するものとする。ただし、 <u>70歳以上の 対象患者のうち、医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給の対象 となる者については、</u> 毎年8月から翌年7月までの間において、 高療自己負担月額 <u>(肝がん外来関係医療に係るものに限る。)</u> の 合算額が <u>14万4千円</u> を超える部分に対しては、助成しない。											
<table><tr><td><u>年齢区分</u></td><td><u>適用区分（※1）</u></td><td><u>年間上限額</u></td><td><u>肝がん外来関係医療に係るものに限った場合</u></td></tr><tr><td><u>70歳未満</u></td><td><u>エ</u></td><td><u>530,000</u></td><td><u>＝</u> <u>＝</u></td></tr></table>				<u>年齢区分</u>	<u>適用区分（※1）</u>	<u>年間上限額</u>	<u>肝がん外来関係医療に係るものに限った場合</u>	<u>70歳未満</u>	<u>エ</u>	<u>530,000</u>	<u>＝</u> <u>＝</u>				
<u>年齢区分</u>	<u>適用区分（※1）</u>	<u>年間上限額</u>	<u>肝がん外来関係医療に係るものに限った場合</u>												
<u>70歳未満</u>	<u>エ</u>	<u>530,000</u>	<u>＝</u> <u>＝</u>												

改正後					改正前
			<u>410,000（※3）</u>	<u>＝</u>	
		<u>才</u>	<u>290,000</u>	<u>＝</u>	
	<u>70 歳以上</u> <u>75 歳未満</u>	<u>Ⅲ（一般）</u>	<u>530,000</u>	<u>216,000</u>	
			<u>410,000（※3）</u>		
		<u>Ⅱ（低所得Ⅱ）</u>	<u>290,000</u>	<u>96,000</u>	
		<u>Ⅰ（低所得Ⅰ）</u>	<u>180,000</u>	<u>＝</u>	
	<u>75 歳以上</u> <u>（※2）</u>	<u>Ⅲ（一般）</u>	<u>530,000</u>	<u>216,000</u>	
			<u>410,000（※3）</u>		
		<u>Ⅱ（低所得Ⅱ）</u>	<u>290,000</u>	<u>96,000</u>	
		<u>Ⅰ（低所得Ⅰ）</u>	<u>180,000</u>	<u>＝</u>	
<u>（※1）健康保険限度額適用認定証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等に記載されている適用区分</u>					
<u>（※2）65 歳以上 75 歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、一部負担金の割合が 1 割又は 2 割とされている者を含む</u>					
<u>（※3）所得区分「～約 200 万円（標準報酬：～15 万円）」に該当することが確認できた者は、年間上限 41 万円が適用され令和 9 年 8 月以降に償還払いされる。</u>					
④ （略）					
6 ～ 1 1 （略）					

改正前